

**新型コロナウイルス感染症に係る
事業者の皆様へのお願い
～医療機関のひっ迫回避のために～**

令和4年8月23日

新型コロナウイルス感染症の現状

現状

- 新型コロナウイルスの感染拡大により発熱外来、かかりつけ医への受診が増加し、**医療機関の予約が取りにくい状況**

こうした状況に加えて



- 医療機関や保健所等に**各種証明（※）を求める方が増加**
 - ※療養証明
 - ・ 職場を休むため、保険金の手続のため
 - ※検査陰性証明
 - ・ 職場に復帰するため

(注) 職場を休むとき・復帰するときは、原則、証明書の提出はおりません

感染拡大により、医療機関への受診者が急増

証明書の発行に伴い医療機関・保健所の負担が増加

等

医療機関等がひっ迫し、重症化リスクの高い方など、診療を必要とする人が受診できなくなるおそれがある

～療養証明書について①～

医療機関を受診し陽性となった方は、再度受診しなくても
My HER-SYSから療養証明書が取得できます

➤ 自身で**My HER-SYS (※)** から、療養証明書が取得可能です。

- ・ 宿泊・自宅療養の期間が10日以内の方で、やむを得ず証明が必要な場合は、原則**My HER-SYSの療養証明書**をご利用ください。
(ログイン後、ただちに取得可能)
- ・ 保険会社の医療保険等の入院給付金の請求に対応可能です。

マイ ハーシス

※My HER-SYSとは

陽性者本人等がスマートフォンやパソコン等で自分や家族の健康状態を入力できる健康管理システム

※My HER-SYSを利用するには

- ①提出された発生届をもとに、保健所から患者様にSMSが送信される
- ②SMSからMy HER-SYSの登録や健康観察等を案内

～療養証明書について②～

重症化リスクの低い方(※)などは、医療機関を受診しなくても「**千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター**」を利用することにより、**医療機関を受診した場合と同様にMy HER-SYSから療養証明書を取得できます**

※重症化リスクの低い方とは、以下に該当しない方です。

- ・ 65歳以上の方
- ・ 40歳以上65歳未満の方のうち、複数の基礎疾患等がある方
- ・ 妊娠している方

例) 医療機関を受診せず、検査キット配付・陽性者登録センターを活用する場合



※※事業者の皆様へのお願い※※

■ こんなとき、証明書の提出を求めていますか？

➤ 従業員が自宅等で療養を開始するとき

療養期間経過後に、改めて検査を受ける必要はありません

➤ 従業員が療養を終了し、職場に復帰するとき

➤ 従業員が療養期間中だが、早期に症状が回復したため
職場に復帰したいとき

早期に症状が回復して検査陰性の結果が出ても療養期間を短縮することはできません

➤ 従業員が濃厚接触者で待機となり、職場に復帰するとき

抗原定性検査により待機期間を短縮する場合も検査キットの画像で問題ありません



**医療機関や保健所が発行する療養証明書や
陰性証明書の提出を求めないでください**

参考①

職場復帰の判断基準を正しく理解しましょう

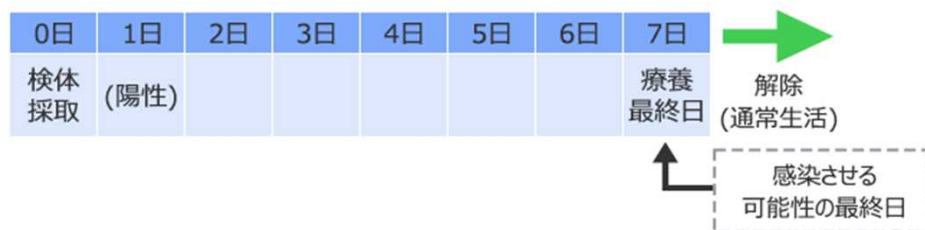
■ 従業員が陽性の場合

(注) 陽性の方の療養期間は短縮することができません！

➤ 有症状…発症日から10日間かつ症状軽快後72時間経過



➤ 無症状…検体採取日から7日間経過



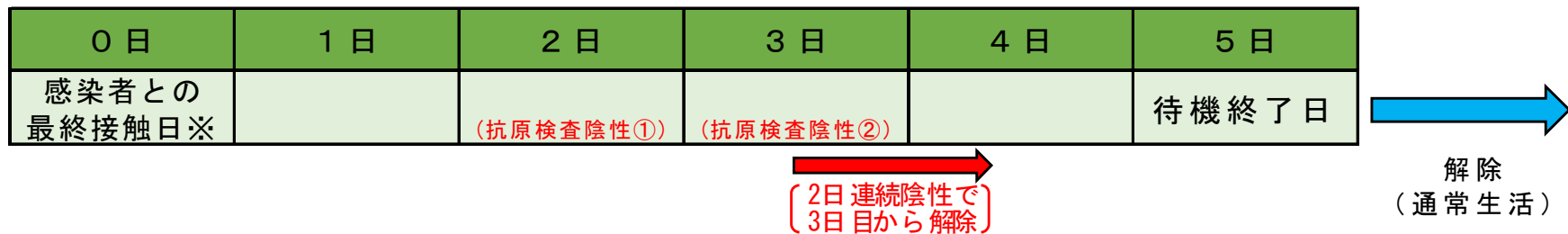
職場復帰の判断基準を正しく理解しましょう

■ 従業員が濃厚接触者となった場合

抗原定性検査により2, 3日目に検査し、陰性であった場合は3日目から解除可能

感染者との最終接触日から5日間経過

※同居家族内で感染者が発生した場合は、**陽性者の療養期間終了日から5日間経過**
 ただし、自宅において**日常生活で可能な範囲での感染対策**（マスク着用、手指消毒等）を行った場合は、**感染対策を行った日から5日間経過**で解除。



※同一世帯内で感染者が発生し、住居内でマスク着用や手指消毒等などの日常生活で可能な範囲での感染対策も講じられない場合は、陽性者の療養期間終了日